***第４章　防災計画***

［資料４－２］

**１　防火・防犯対策**

（１）火災時の安全性に係る課題と対策

重要文化財建造物の基本的な防火・防犯としては，防火としては，空気管や熱作動・煙感知等の自動火災報知機をはじめ，防犯では防犯カメラの設備を導入する。監理室に受信盤を設けるほか，消防等への自動通報システムを形成する。京都市においては，文化財関係対象物防火指導要綱（京都市　平成８年制定，平成１６年改正）が基本的な基準である。これを踏まえて消防各庁との協議を行うものとする。また，指定管理者制度導入後は，火元責任者を配置し，講習や実践はもとより，関係者および来訪者への日々の啓発に努めるものとする。

　　　特に次の点に留意して，防火対策の推進に努めるものとする。

①　文化財の規模や構造，立地条件，有人・無人など，その実態に即した消防計画の作成と計画に基づき119番通報，初期消火，重要物件の搬出，避難誘導，表示など，防火訓練を定期的に実施し，周辺地域とも連携して，防火意識を高めるものとする。また訓練後は反省会をおこなう。

②　施設全域を喫煙とし，定時巡視をおこなうことにより火災危険要因を排除する。

③　文化財の周囲及び敷地内にみだりに燃えやすい物を放置せず，常に整理整頓，施錠を励行し，不審火・放火させない，放火されない環境を築くものとする。

④　周辺住民や事業所等の文化財防火に対する意識を高め，防火訓練への参加，監視や情報連絡など，近隣協力体制を築く

⑤　自動火災報知機や消火器等の点検，整備を励行し，啓発や看板等による周知，パンフレットなどの配布により防火・防犯意識を高める。

⑥　電気・火気使用箇所，可燃物・危険物の保管場所等の点検・整備を励行する。

⑦　指定管理者制度導入後は火元管理者の設置を義務化し，防火・防犯計画を策定するとともに，随時計画の見直しや更新，行政との協議を心掛けるものとする。

⑧　現在消防利水が満足する容量を確保できていないため，消火栓設置や水槽を将来的な設置課題とし，安定した消火用用水の確保と消火方法の確認を行うものとする。

⑨　消火用水が使えない場合を想定して，園池からの取水も訓練し，消火活動に寄与する。

（２）防火管理計画

文化財建造物の防災施設については，管理者による定期的な点検・確認を行う等により，防火対策に努める。

　　　文化庁の告示には，文化財の防火について（平成６年８月１７日６保建第２９号）や文化財建造物の防火・防犯対策チェックリスト，重要文化財建造物及びその周辺地域の総合防災対策のあり方（平成21 年４月重要文化財建造物の総合防災対策検討会）があり，参照しつつ，計画を行うものとする。

　　　特に，糺の森に連なる大型樹木に囲まれ，落ち葉なども多く類焼への配慮も必要である。こうした環境にある事に加え，門から玄関に至る周辺では，受付が玄関棟にあり，自由な敷地内への侵入も見込まれるため，適切な防火体制や炎感知器等による体制を計画する。

（３）防犯対策と設備

　　〇防犯上の課題及び対策

①　近年文化財の放火が多発しており，文化財として広く公開活用をはかるにあたっては，訪問客の増加だけでなく放火や毀損等の事故の危険性も増加する恐れがある。これらに対する基本的な対応としては，建物内部における防犯カメラの設置を行う。

②　外周のレンガ塀は文化財としても，防犯上も有効であるが，門から受付に至るエリアでは，敷地内に侵入できる可能性がある。このことから今後も維持管理を徹底し，周知を継続し，維持管理していくことが重要である。特に門から便所付近，玄関棟西のアプローチ空間では懸念され，屋外防犯カメラや炎感知器等による体制も検討する。

③　スタッフによる防犯対策上の挨拶や声掛けを来訪者等に行い，現在以上の防犯体制を整えていく。

また，パトロールによる定時確認を行い，異常発見時の速やかな連絡に務め，さらには防犯カメラや人感センサーの設置等による総合的な防犯対策を目指すものとする。このとき機器の意匠にも留意する。

**２　耐震対策**

（１）現況

現在，耐震性能の数値化を行い，耐震補強の検討を修理事業において実施している。平成２５年に文化庁が重要文化財建造物の耐震診断，耐震補強の手引きを出している。これらを基に，今回の保存修理は実施されている。

（２）基本方針

文化庁　重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引をもとにした計画を基本とする。

（３）地震時の対処方法

　　　適切な避難指示と経路の計画を行い，人命救助を優先した対処を基本とする。その後，電気および設備等の発火等による二次災害を防止し，文化財保護の観点からの対処を展開する。また石造物や煉瓦塀等においては地震発生後の確認に加え，発生後の転倒等も考えられるため，それらの安全確認を行う。また地割れ等が起こった際には園池の漏水や埋設物の安全確認も行う。

**３　暴風雨対策**

（１）想定される被害と対策

　　　昨今の暴風雨において懸念されるのが，危険木の倒壊による建造物や庭園の毀損である。これらを事前に確認し，適切な危険木の処置や支持方法の確認を行う。

項目としては，以下の項目が検討される。

　　・高木類の定期確認（接触樹木，危険木の確認）

　　・腐朽枝等の定期的伐採と監視

　　・石造物等の状態観察

　　・構造物の腐朽状況確認

　・雨戸等の施錠徹底

　　・情報（天気予報）の適切な入手と対応

　　・護岸，石積みにおける背後土や裏込状況，緩み等の確認

　　・雨水排水状態の確認とそれらの清掃

　　・瓦の状態点検

　　・浸水等

等が挙げられる。

これらのモニタリングをふまえて，チェックリストの作成や定常的な耐風体制を形成する。

また警報発令時には雨戸の閉鎖等を行い，来訪者への周知や理解に努める。

（２）その他

昨今の暴風雨被害に対しては，倒木シュミレーションによる建築への破壊範囲等を想定し，場合によりワイヤー等による支持や，鳥居支柱なども視野に入れながら，対策を講じることも検討する。

**４　その他の災害対策**

（１）予想される災害と対処方法

①　水害においては昨今の集中豪雨により，鴨川などの氾濫，下水道の逆流など数多くの災害が近年みられる。土嚢の準備や排水ポンプの準備，非常時電源や仮補修装備についても確認する。

②　積雪は，昨今京都市内でも30センチ程度の積雪が観測されており，樋の変形や石造物の転倒，植栽等の折れなどが想定される。積雪時には，早期に状況確認を行い，場合により雪下ろし等を行い，毀損防止を図る。

③　当敷地は高木類も多いため，落雷が火災等に繋がる災害要因である。落雷後も，周辺環境を確認して，十分な防火に努めるものとする。今回の整備では避雷針の設置を行う。また雷警報等の発令時には塔屋の閉鎖等に加え，庭園見学者等にも周知し，中止等も視野に入れた安全管理に留意する。

**５　災害時の対処方法**

施設公開中においては，警報や注意報の適切な周知を実践し，まず来訪者の安全を最優先するほか，適切な避難経路や安全な避難場所の確保を図り，周囲の広域避難場所へ誘導する。

非常時には，安全が確認されたのちに，直ちに災害発生から二次的な火災や盗難等を避けるために施設の点検を行い，火気の確認や毀損等がないかを調査する。また，こうした早期発見と早期修理により，施設の適切な管理につながることから，チェック項目などを準備して備える。